

甲府市社会福祉審議会運営要綱

平成31年4月1日

福 第 1 3 号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市社会福祉審議会条例（平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。）第11条の規定により、審議会、専門分科会及び審査部会（以下「審議会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者審査部会)

第2 条例第8条中、政令第3条第1項に規定する障害者審査部会において、政令で定められている事項の他、身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査、また育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査について調査審議する。

(審査部会の委員)

第3 条例第8条による審査部会（障害者審査部会は除く）に属すべき委員及び臨時委員は、各専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

(審査部会の会長)

第4 条例第8条による審査部会に会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 会長は当該審査部会の事務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審議会等の会議)

第5 条例第6条の規定は、審査部会の会議について準用する。

2 審議会等の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とし、他の会議においても審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

3 審議会等を開催したときは、会議録を調整し、ホームページ等への掲載により審議内容を公表する。

4 審議会等の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(決議)

第6 審議会は、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

2 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(専門分科会等の庶務)

第7 各専門分科会及び審査部会の庶務は次のとおりとし、処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課
- (2) 障害者福祉専門分科会、障害者審査部会 福祉保健部長寿支援室障がい福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども未来部子ども未来総室総務課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課、介護保険課
- (5) 健康・保健専門分科会 福祉保健部福祉保健総室健康政策課

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。